

期 日 令和 2年 9月23日
場 所 増毛町役場 3階委員会議室

令和2年 第8回

増毛町農業委員会総会議事録

増毛町農業委員会

令和2年第8回農業委員会総会議事録

令和2年9月23日第8回増毛町農業委員会を増毛町役場3階委員会議室に招集した

	開会 午後 5時30分
1	<p>付議事項</p> <p>開会及び会議宣言</p> <p>日程1、議事録署名委員の指名について</p> <p>日程2、会議書記の指名について</p> <p>日程3、報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について</p> <p>日程4、報告第7号 非農地証明書の交付について</p> <p>日程5、議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>日程6、議案第20号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の許可について</p> <p>日程7、議案第21号 増毛町農用地利用集積計画作成の要請について</p> <p>日程8、議案第22号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について</p> <p>日程9、その他</p>
2	委員定数11名
3	<p>出席委員11名</p> <p>1番 木谷辰彦、 2番 佐藤健一、 3番 森木信廣、</p> <p>4番 大沼清人、 5番 大嶋紀之、 6番 仙北 要、</p> <p>7番、松倉利幸、 8番 大嶋利幸、 9番 前野憲和、</p> <p>10番、嘉門宏美、 11番 仙北清孝</p>
4	<p>議事録署名委員</p> <p>3番 森木信廣 委員</p> <p>4番 大沼清人 委員</p>
5	<p>説明のために会議に出席したるもの</p> <p>局長 宮崎勉、次長 佐藤幸喜、係 田中一志</p>
6	<p>本会の書記次のとおり</p> <p>係 田中一志</p>
局長	<p>ただ今から令和2年第8回増毛町農業委員会総会を開催します。</p> <p>会長から挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>本日は5時半という今までにない異例な時間帯でございますけれども、お忙しい中ご足労いただきましてありがとうございます。</p> <p>心配していました台風がたくさん発生したわけですが、増毛や北海道にはほとんど影響がなく、秋の収穫を迎えることが出来ているのではないかなと思います。果樹園の方もかなり心配でしたが、ほとんど風がない状態で、果実も綺麗な状態で収穫することが出来ております。多少雨があたりまして、稲作の方も稲刈りが多少待ったかもしれませんが、今年はまずまずの出来ではないかなと思っております。これからまだ残っておりますけれども、また、気象状況が大変気になるところでございますけれども、できやきに向けていっそう尽力していただければと思います。本日は、案件が結構ありますのでみなさんよろしく願いいたします。</p>

局長	<p>ありがとうございました。本日の出席は11名です。農業委員会会議運営規則第6条の規定による定足数に達しております。</p> <p>それでは増毛町農業委員会会議運営規則第4条第1項の規定により、以降の議事進行を会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは総会を開催いたします。日程1、農業委員会会議運営規則第13条第2項の規定により議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は3番森木委員、4番大沼委員にお願いします。</p> <p>日程2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には田中一志君を指名します。なお、本総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命いたします。</p> <p>日程3、報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」事務局に説明を求めます。</p>
田中	<p>報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」このことについて、別紙のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので受理したことを報告する。令和2年9月23日、増毛町農業委員会会長。</p> <p>次のページに受理通知書をつけていますのでご覧ください。</p> <p>届出者、住所 []、氏名 []さん。届出に係る土地の所在については、次のページに別紙としてつけています。権利を取得した日、令和2年3月19日。権利を取得した事由、父である []さんの死亡に伴う相続。取得した権利の種類及び内容、所有権です。次に4ページほどめくっていただいて、瀬川光輝さんから2筆の相続登記漏れがあったということで、もう1通届出書が提出されています。受理通知書については、内容が同じですので省略させていただきます。以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。何かございませんか。</p>
各委員	<p>【無しの声】</p>
議長	<p>よろしければ次に進みます。</p> <p>日程4、報告第7号「非農地証明書の交付について」事務局に説明を求めます。</p>
田中	<p>報告第7号「非農地証明書の交付について」このことについて、別紙のとおり非農地証明書を交付したので、増毛町農業委員会会長専決規程第3条の規定により総会に報告する。令和2年9月23日、増毛町農業委員会会長。</p> <p>次のページに証明書をつけていますのでご覧ください。申請人、住所 []、[]、氏名 []さん。次の土地については、農地基本台帳に記載されている現況地目は非農地であり、農地法の適用を受けない土地であることを証明願います。土地の所在 []。地目 登記が畑で現況が原野。地積 86㎡。証明を受けようとする理由 地目変更及び所有権移転登記の手続きに必要なため。以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。何かございませんか。</p>
各委員	<p>【無しの声】</p>
議長	<p>よろしければ次に進みます。</p> <p>日程5、議案第19号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」本議案は、 [] が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会等に関する</p>

	<p>る法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席願います。 暫時休憩いたします。</p>
議長	<p>それでは再開いたします。事務局に説明を求めます。</p>
田中	<p>議案第19号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」農地の所有権移転について、次のとおり許可申請があったが適当と認め許可するものとする。令和2年9月23日提出、増毛町農業委員会会長。</p>
	<p>記。所在地番 [] 他11筆。合計面積 92,612㎡。当事者名、譲渡人 [] さん、譲受人 [] さん。権利設定理由 後継者へ生前贈与するため。次のページに調査書をつけていますのでご覧ください。第1号全部効率利用 [] すでに使用しており、全て効率利用できると認められるため特に問題はないと思われま。第3号信託 [] 信託の引受による権利の取得ではありません。第4号農作業常時従事 [] 常時従事すると認められる。第5号下限面積 [] 耕作する面積の合計が0.5ヘクタール以上です。第6号転貸禁止 [] 転貸してはありません。第7号地域調和 [] すでに使用しているため、特に問題はないと思われま。以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。何かございませんか。</p>
各委員	<p>【無しの声】</p>
議長	<p>よろしいですか。 それでは議案第19号について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。</p>
各委員	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>挙手多数。よって議案第19号については議案どおり可決されました。 暫時休憩し [] は席にお戻りください</p>
議長	<p>再開いたします。 日程6、議案第20号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の許可について」事務局に説明を求めます。</p>
田中	<p>議案第20号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の許可について」このことについて、別紙のとおり合意解約の通知があったが、適当と認め許可するものとする。令和2年9月23日提出、増毛町農業委員会会長。 次のページに通知書をつけていますのでご覧ください。賃貸人、住所 []、氏名 [] さん。賃借人、住所 []、氏名 [] さん。土地の所在 [] 他12筆。地目 [] 台帳、現況共に田。合計面積 22,501.93㎡。次のページをご覧ください。契約内容 [] 農地法による賃貸借。契約期日 [] 令和2年5月1日。契約期間 [] 令和2年5月1日から令和7年3月31日まで。解約の申し入れをした日、合意が成立した日、解約をした日は令和2年9月2日。土地の引渡し時期 [] 令和2年9月2日。引渡しを行う6ヵ月以内の合意で、記載に内容についても適正であると判断いたします。この土地については、あとで議案として出てきますが売買を予定しています。以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かございませんか。</p>

各委員	【無しの声】
議長	よろしいですか。 それでは議案第20号について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【全員挙手】
議長	挙手多数。よって議案第20号については議案どおり可決されました。 日程7、議案第21号「増毛町農用地利用集積計画作成の要請について」まず始めに所有権9番について事務局に説明を求めます。
田中	議案第21号「増毛町農用地利用集積計画作成の要請について」 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、別紙記載の方に係る農用地利用集積計画作成を増毛町に要請する。令和2年9月23日提出、増毛町農業委員会会長。 次のページに総括表をつけていますのでご覧ください。所有権9番について説明いたします。移転を受ける者、住所 [REDACTED]、氏名 [REDACTED] [REDACTED] さん。移転をする者、住所 [REDACTED]、氏名 [REDACTED] さん。土地の所在地番 [REDACTED] 他12筆。現況地目 田。合計面積 22,501.93㎡。所有権移転の時期 令和2年9月24日。対価 [REDACTED] 円を令和2年12月末日までに口座へ振り込む。公告日 令和2年9月24日。こちらの内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。以上です。
議長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かございませんか。
各委員	【無しの声】
議長	よろしいですか。 それでは所有権9番について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【全員挙手】
議長	挙手多数。よって所有権9番については議案どおり可決されました。 次に所有権10番から利用権30番までは、[REDACTED] が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席願います。 暫時休憩いたします。
議長	それでは再開いたします。事務局に説明を求めます。
田中	所有権10番、利用権30番についてですが、農地所有適格法人の農業に従事する構成員は個人での営農はしていませんので、農地の取得をすることが出来ないのですが、同一の利用集計画内で法人へ利用権の設定をするのであれば、農地の取得が可能となっています。今回の件は、同一の利用集計画内で構成員への所有権移転と法人への利用権設定が行われるものとなっています。 所有権10番について説明いたします。移転を受ける者、住所 [REDACTED]、氏名 [REDACTED] さん。移転をする者、住所 [REDACTED]、氏名 [REDACTED] さん。土地の所在地番 [REDACTED] 他2筆。現況地目 果樹畑。合計面積 3,

	<p>000㎡。所有権移転の時期 令和2年10月31日。対価 [] 円を令和2年10月31日までに口座へ振り込む。公告日 令和2年9月24日。次のページをご覧ください。</p> <p>利用権30番について説明いたします。設定を受ける者、住所 []、氏名 [] さん。設定をする者、住所 []、氏名 [] さん。土地の所在 [] 他2筆。現況地目 果樹畑。合計面積 3,000㎡。期間 令和2年10月31日から令和7年3月31日まで。借賃 [] 円を毎年12月末日までに口座へ振り込む。これらの内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。以上です。</p>
議長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かございませんか。
各委員	【無しの声】
議長	よろしいですか。 それでは所有権10番、利用権30番について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【全員挙手】
議長	挙手多数。よって所有権10番、利用権30番については議案どおり可決されました。 暫時休憩し [] は席にお戻りください。
議長	再開いたします。 それでは、日程8、議案第22号「農地法第18条第1項の規定による許可申請について」本議案は、 [] が当該議案の関係者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席願います。 暫時休憩いたします。
議長	それでは再開いたします。事務局に説明を求めます。
局長	<p>議案第22号「農地法第18条第1項の規定による許可申請について」 令和2年8月18日付けをもって農地法第18条第1項の規定による許可申請のあった農地の賃貸借の解除については、下記の理由によりとする。令和2年9月23日提出、増毛町農業委員会会長。</p> <p>記。1当事者の氏名等、賃貸人、住所 []、氏名 []。賃借人、住所 []、氏名 []。2申請のあった土地、 []、地目 登記現況共に田、面積 16,714㎡、賃貸借契約面積 16,714㎡。 []、登記現況共に地目は田、面積 35,529㎡、賃貸借契約面積 34,403㎡。 []、登記現況共に地目は田、面積 6,290㎡、賃貸借契約面積 6,290㎡。 []、登記現況共に地目は田、面積 2,659㎡、賃貸借契約面積 2,659㎡。計、面積 61,192㎡。賃貸借契約面積 60,066㎡。3理由、農地法第18条第2項の規定による許可基準に。ということで、当該議案については許可、不許可の判断をしないでの提出とさせていただきます。今回審議をしていただき、その結果をここに反映させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。</p>

議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これから審議に入らせていただきますが、本件の農地法第18条第1項の規定による許可は、同条第2項に当てはまらない場合は許可することが出来ないとともに、それに該当する場合は必ず許可しなければならないとなっております。委員会の自由裁量に属するものではないと留意願います。したがって結論を出す段階では、第2項との関連をはっきりした上で結論を下さりますようお願いいたします。それでは審議に入ります。</p>
局長	<p>意見書、これをケツの方につけています。当事者の主張ということで、これまで聞き取ってきた事をまとめて書いたつもりです。</p>
議長	<p>法律第18条第2項の該当審議事項として、一番上の賃借人の信義違反1号該当。それから下の方ですね。その他の正当事由6号該当。こちらに当てはまるかと思えます。途中にたくさん書いてありますけれども、こちらの方はこれまでの聞き取りからして、該当しないというのは明白だと思います。賃借人の信義違反について審議していただきたいと思えます。</p> <p>B委員ありますか。</p>
B	<p>指名いただいたので。今日、可決否決は挙手で決めるということですよ。</p>
局長	<p>最終的にはそうですけども、その前にどういう理由でそうなのかっていうのを決めてもらって、それでいいかどうかということですよ。</p>
B	<p>みんな思いも違うと思うんですよ。きっと。</p>
局長	<p>ただ、理由付けをきちっとしてもらわないと。どちらに決めるのであっても。</p>
B	<p>個人個人で。</p>
局長	<p>いや、総体的に。</p>
B	<p>またそれは。</p>
局長	<p>許可するんであってもこういうのは信義違反に当たるんで許可しましたとか、信義違反に当たらないから不許可としましたという理由。農業委員会としての最終的な理由というのを決めてもらわないと。それぞれ意見が違うにしてもまとめてもらいたい。</p>
B	<p>多数決じゃないの。</p>
議長	<p>いきなりまず多数決じゃだめ。この意見を、その理由を。</p>
B	<p>個人的には、個人的にはというか委員の立場としてもですね、そこまで求められて耕作するという。契約上そういうのが謳ってないのでね。</p> <p>農業者から見て農地は荒らしてない。ちょっと悔しいけどうちより米も穫れている。植え方とかは問題ないとかバズった部分もあるんですけども。なので、客観的に見て普通の農業をしてるのかなと。</p> <p>あとは貸主との心の問題というか、それに尽きるのかなと思うんですけども。あの状態で農業をやる資格がないとかと言われると、もし自分がそう言われたらたぶん心が折れるのでないかなと。</p> <p>草刈りもしてるし、それがやる時期が遅いとか早いとか、そういうのは多々あった</p>

	<p>んでしょうけど。客観的に遠くから見て普通の耕作をしています。倉庫とかそういう中身とかはわからないですけど。借主からの話も聞くと、だらしないところはありますけども、パーフェクトでやらなきゃ契約しないという条項があるんであればそれに該当すると思いますけど、契約内容にそこまで謳ってないもので。この1年で全てを捨てるとするのは、ちょっと、日本中の農業委員でこういうのは通せれないんでないかなって思いで今日来てます。以上です。</p>
議長	<p>結論的に言うと信義違反に当たらないということですか。</p>
B	<p>はい。</p>
議長	<p>他ありませんか。</p>
D	<p>本人の技術がどうのこうよりも僕からしてみたらね、地域に合っていないように見えるんですよ。それはどうなのかなと。そんなところでやっていけるのかなと。この後4年間。</p>
議長	<p>結論的に言うと信義違反に当たると言うことで。</p>
D	<p>僕は信義違反当たると思います。</p>
局長	<p>どんな行為がっていうのは。どの行為が。</p>
議長	<p>具体的に。</p>
D	<p>具体的に。</p>
B	<p>地域の情。</p>
D	<p>そうですね。</p>
議長	<p>じゃあまた後から全体的に聞いてみますので。他はいかがですか。</p>
E	<p>今までの事例から考えて信義違反には当たらないと思うんですけど、ただ、D委員が言ったように、地域とも上手くいってないっていうのが現状だと思うんですよ。それを解決しなかったら、今後やっていけないんじゃないかなって感じがします。</p>
議長	<p>信義に違反していないという結論ですね。他はいかがですか。</p>
A	<p>せっかくね、国が青年就農給付金とか、農家がやめていく人が多い中で何年かここで頑張っって、貸し主さんのところ借りられるってことで契約したんでしょ。5年間契約。それで親が言うには、物を片付けるのは得意じゃないって。それはその通りなんだけど。土地の所有者は几帳面できっちりしたタイプ。どっちかったら私に見えてるのはそんな感じ。それでちょっとね、土地の所有者は片目つぶってさ、本当に素人ならわかんないよ。出来るって言ったってさ、本当に一通り親と一緒にやってるから俺らもやってけるんだけど、やれないからね。口で言っただけでは。だからやっぱりそこは、土地所有者は片目つぶってもらって、もうちょっと2、3年様子見てさ、これで皆さんの農業委員会で土地所有者の意見取り入れて、うんって言うのはちょっと恥ずかしいところがある。やっぱりちょっと大目に見て、せっかく1年目でやってるんだから。私は信義違反に当たらないと思います。</p>

議長	わかりました。他の委員はいかがですか。
C	私は信義違反には当たらないと思います。先日までの、この配られてた資料などにある判例などを照らし合わせると、ここの部分については、今回、貸し主さんが言っていたことに対しては信義違反には当たらないと僕は思いました。
議長	はい、わかりました。他の委員はいかがですか。
G	これまでの話を聞いて色々考えたんですけど、信義違反には当たらないと。法律的には当たらないと思いますが、今後、顔を合わせることがあるので、相当精神的にもきつくなるのではないかなとは思っています。これを乗り越えてって感じだと思うんですけど。信義違反にはならないということです。
議長	わかりました。他の委員はいかがですか。
I	<p>信義っていうのはまず何かって、国語の辞書では「真心をもって約束を守り、相手に対する務めを果たすこと」って書いてますね。</p> <p>ちょっと新規就農、それも水稻をやろうという技術的なレベルには達してないんじゃないかなと私は思いました。借り主の描いている理想は、農業じゃなく自給自足のライフスタイルなのかなと。そこでまず農業者として認める、さらにこのまま、一旦認めたから賃貸借契約が出来たんでしょうけど、現在、当地区で求められてるのは、いかに土地を有効利用し地域の担い手となる人材。自給自足で小面積、自分の生活をする、そのような農業者は現在認められないとか求められてないのかなと。実際、もう現状ではあの地域を、どう考えても今後やめていく人の土地を借りるなり買うなりやってける人、いま残っている若手でも受けていくにもちょっと限界が近いのかなと。その中でちょっときついのかなと。</p> <p>あと信義違反なのかってところでは、真心をもって貸し主さんに対して接していたのかと。なんかあまりそういうところは感じられないのかなと。あくまでも私の見た、接してきた中での感じ方ですが。ここまで貸し主さんが言うってことはやはりちょっと信義に欠ける部分があるのではないかと私は思います。信義に反した行為はあるのではないかと思います。以上です。</p>
議長	他の方はいかがですか。
F	信義違反には当たらないと思うんですけど、これからやってけるのかなっていうのがあるんですよ。来年以降もかなり厳しいと思うんですけど。僕が心配することでもないと思うんですけど。そこだけです。ただ、信義違反には当たるか当たらないかでいったら僕は当たらないと思うんですよ。やり方が面白くないからどうのこうの。あまり上手く言えないですけど。法的には結局なにもたぶん問題ないと思うんで。地域の人たちから見たらどうかわかんないですけど当たらないと思います。
議長	他の方はいかがですか。
H	僕も個人的には色々意見はありますが、農業委員としては、この件は信義違反には当たらないと思います。以上です。
議長	<p>あとなんか意見変わった人とか。申し述べておくことありますか。</p> <p>それでは許可する人が2名、不許可が7名ということで賃貸人の言う信義に当たる行為は、農地法第18条第2項第1号に規定する信義違反に当たらない。よって本件申請は不許可とする。ということでよろしいですか。</p>

各委員	【異議無しの声】
議長	それでは採決いたします。もう一度読みますよ。貸貸人の言う行為は、農地法第18条第2項第1号に規定にする信義違反に当たらない。したがって本件申請は不許可とする。ということによろしいですね。
各委員	【異議無しの声】
議長	それでは採決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	挙手多数。よって本件議案は以上のとおり決定いたしました。暫時休憩し[]は席にお戻りください。
議長	再開いたします。 日程9、その他。事務局から何かありましたらよろしく願います。
田中	一番最後に5枚綴りにしているものがあるかと思いますが、農業委員会組織による「令和2年7月豪雨災害義援金の募集」について、北海道農業会議より来ています。本年7月3日から31日にかけて全国各地に甚大な被害をもたらした「令和2年7月豪雨災害」により、多くの方々が避難生活を余儀なくされています。この度、一般社団法人全国農業会議所より、被災された農業者の今後の経営等の早期復旧等を支援するため、農業委員会組織として義援金募集活動を実施する旨の通知がありました。増毛町農業委員会としても、積立金の中から1人1,000円を寄付したいと思いますがいかがですか。
各委員	【異議無しの声】
田中	寄付の仕方なのですが、今までは事務局が一括して送金しているんですけども、今回、所得税等の寄付金控除について事務局で一括送金した場合は、控除手続きに必要な預かり証が確定申告時期に間に合わない可能性があるとの連絡がありました。そのため、寄付金控除を希望される場合は可能な限り各個人名による送金をお願いしますということでした。寄付金控除は2,000円からなので該当しない場合がありますが、個人名による送金にいたしますか。
森木	一括でいいと思います。
木谷	事務局で個人名で送金するのは。
田中	個人名でもいいのですが、手数料が1人200円くらいかかります。一括だと1人200円くらいになります。
議長	それでは個人名がいい人は、事務局に連絡するということによろしいですか。
各委員	【異議無しの声】
議長	それではそのようにいたします。そのほか、みなさんから何かありますか。
局長	ちょっといいですか。先ほどの議案第22号の関係なんですけど、農業会議の方に意

	見聴取ということで、これから聞かないとだめなんですね。そこで農業会議がうちの決定が相当ですよということで意見がきたら、うちが許可する不許可するという格好になるんですけども。それを改めて議案として出さないで会長専決ということで処理するということでよろしいですか。その上で、会長専決でこういうふうになったんで許可書を出しますとか不許可のやつを出しますということでやって構わないですか。改めて議案として、貸し主さんにこうなりましたっていうふうなのを、最終的な決定という形で総会にかけた方がいいですか。
議長	意見書の作文も見なきゃいけないし。
局長	したら議案として。
議長	議案としてあげたほうが。時間かかるけどね。
局長	この段階では、総会の段階ではもうすでに全部書類やら何やら中身作って、農業会議の方にも送ってるので、ここも含めて出してしまうことになりますけど。あとから訂正とかは。
議長	いいですよ。
局長	したら議案として、総会で次回。
議長	次回の総会で、議案として出してもらって。
木谷	だいぶ期間かかるの。来月の総会に間に合うの。
局長	農業会議の総会が10月23日くらいだと思うんですよ。審議会みたいなのが。
木谷	いたずらに伸ばすと営農に。
議長	でもそれからじゃないと、どっちみち指令交付出せないしょ。
局長	ですね。
議長	農業会議の返事を待ってから指令を。
木谷	翌日にでも開いてくれるなら。
議長	農業会議から返事が来たら、即、開くということで。
局長	農業会議から意見を聞くということでいいですか。許可でない場合は聞く必要がないんですけども、念のために聞くなら聞いてもいいですよという話だったんで。
局長	したら、すいません。そのようにさせていただきます。
議長	そのほか、みなさんから何かありますか。 本日の案件はすべて終了しました。これで第8回農業委員会総会を終了します。

閉会時刻 午後 6時40分

以上会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和 2年 9月23日

農業委員会会長 仙 北 清 孝

議事録署名委員 森 木 信 廣

議事録署名委員 大 沼 清 人